

# 芭蕉苑介護老人福祉施設 通所介護（デイサービス） 料金表

2019年（令和元年）10月1日

1 介護報酬にかかる費用（利用者負担1～3割分）※厚生労働大臣が定める1単位の価格10円で計算  
 <<要介護の方>>

区分	単位（金額）	内容の説明
① 基本額	要介護 1	575単位（5,750円）
	要介護 2	679単位（6,790円）
	要介護 3	784単位（7,840円）
	要介護 4	888単位（8,880円）
	要介護 5	993単位（9,930円）
② 加算額	入浴加算	50単位（500円） 1日につき
	個別機能訓練加算（Ⅱ）	56単位（560円） 1日につき
	栄養改善加算	150単位（1,500円） 月2回まで
	口腔機能向上加算	150単位（1,500円） 月2回まで
	サービス提供体制強化加算（Ⅰ）イ	18単位（180円） 1日につき
③ 介護職員 処遇改善加算（Ⅰ）	（基本単位①＋加算単位②）×5.9%	
※新設 ④ 介護職員等 特定処遇改善加算（Ⅰ）	（基本単位①＋加算単位②）×1.2%	
利用額	（①＋②＋③＋④）×10.54（藤沢市の地域加算）を計算した合計額の10%、又は20%、又は30%	

<<要支援の方>>

区分	単位（金額）	内容の説明	
① 基本額	要支援1	1,655単位（16,550円） 1ヶ月につき	
	要支援2	3,393単位（33,930円） 1ヶ月につき	
② 加算額	運動器機能向上加算	225単位（2,250円） 1ヶ月につき	
	栄養改善加算	150単位（1,500円） 1ヶ月につき	
	口腔機能向上加算	150単位（1,500円） 1ヶ月につき	
	選択的サービス 複数実施加算（Ⅰ）	480単位（4,800円） 上記加算のうち、2項目を実施した場合	
	生活機能向上 グループ活動加算	100単位（1,000円） 1ヶ月につき	
	サービス提供体制 強化加算（Ⅰ）イ	要支援1 72単位（720円）	1ヵ月につき
		要支援2 144単位（1,440円）	1ヶ月につき
③ 介護職員 処遇改善加算（Ⅰ）	（基本単位＋加算単位）×5.9%		
※新設 ④ 介護職員等 特定処遇改善加算（Ⅰ）	（基本単位＋加算単位）×1.2%		
利用額	（①＋②＋③＋④）×10.54（藤沢市の地域加算）を計算した合計額の10%、又は20%、又は30% （①＋②＋③＋④）×1045（茅ヶ崎市の地域加算）を計算した合計額の10%、又は20%、又は30%		

2 運営基準で定められた「その他の費用」（利用者負担10割分）

① 通常の送迎の実施地域を越える場合の交通費	通常の事業実施地域を越えた地点から要した距離に対し片道1Km当たり/50円	
② 食費	1食 818円	食事をされた場合
③ その他教養娯楽費等介護保険給付の対象とならない諸費用	実費	通常運営以外の特別な行動等利用者の希望で提供したサービス

注) 1 社福軽減対象者についてはこの限りではありません。

注) 2 上記2-③については、事前にご説明のうえ実施いたします。

注) 3 介護予防通所型サービスについては、月単位に利用料金となりますので、欠席された場合も料金が変わりません。ただし日割り計算が必要な月については別途ご説明いたします。